

9月9日（金）政府に届出、9月14日（水）適用（予定）

## 限定の目的

- ◆感染が拡大している一方で、軽症者がほとんどを占めている中、医療を重症化リスクのある方に重点化し、**外来診療・保健所業務のひっ迫回避と、県民の命と健康を守る取組みの両立を図る。**

## 発生届の対象者（限定後）

- ◆医療機関から保健所へ提出する発生届を**下記に限定**
  - ①65歳以上の方、
  - ②入院を要する方、
  - ③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要  
又は新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方、
  - ④妊婦の方

※総感染者数と年代別内訳のみ医療機関から県へ報告されます。

## 医療費の公費負担の継続

- ◆医療費はこれまで同様、公費負担となります。



# 自宅療養者への支援

## 発生届の対象の方

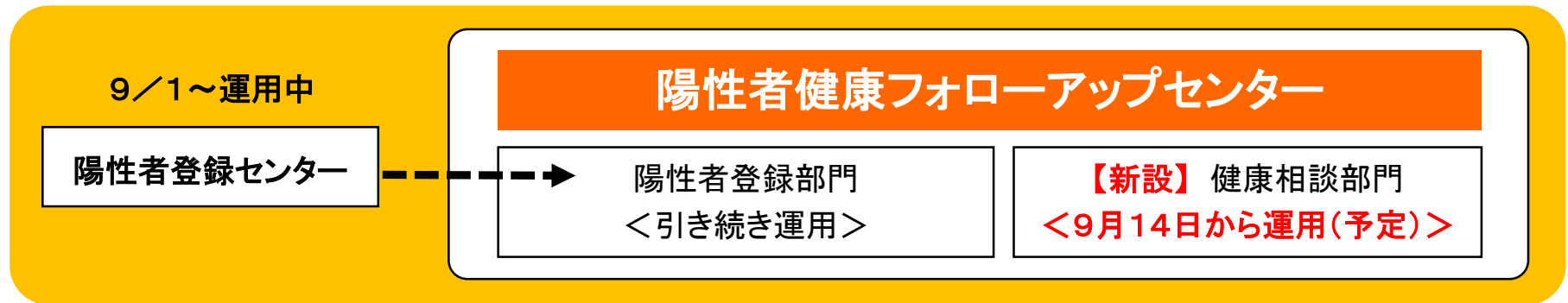
①65歳以上の方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与等が必要な方、④妊婦の方

◆これまで同様、保健所による健康観察や各種支援を行います。

## 発生届の対象外の方

上記①～④以外の方

◆従来の陽性者登録センターを統合して新たに「陽性者健康フォローアップセンター」を設置し、体調に不安のある方や症状が悪化した方の相談に対応します。



◆センターに陽性者登録いただいた方には、ご希望に応じ、宿泊療養施設への入所調整や食料等支援を行います。

◆健康不安や症状悪化に備え、特に一人暮らしの方は積極的にセンターへ登録をお願いします。

【療養証明書について】 発生届の対象外の方には発行されません。医療機関のPCR検査結果通知や診療明細書、センターの登録確認通知メールなどで代替いただきますようお願いいたします。

# 発生届の限定（全数把握見直し）後のフロー

令和4年9月9日

